■霧島市工場等立地促進に関する条例

〈対象業種〉

製造業・流通関連業・ソフトウェア業・総合リース業・情報処理 サービス業・産業用機械器具賃貸業・情報提供サービス業・事務用 機械器具賃貸業・産業用設備洗浄業・機械修理業・非破壊検査業・ 広告業・デザイン業・ディスプレイ業・機械設計業・自然科学研究 所・経営コンサルタント業・エンジニアリング業・郵便業・農林産 物を工業的に生産する事業・研究開発施設

〈交付要件〉

- ① 工場適地,産業導入地区,市が斡旋する工場等用地等に設置されること
- ② 用地取得面積が2,000㎡以上, 用地取得後3年以内の操業開始
- ③ 新規地元雇用者が操業開始時かつ補助金交付申請時に5人以上
- ④ 市との立地協定
- ⑤ 工場等の建設及び操業に当たり、公害防止法令等その他関係法 令に違反していないこと
- ⑥ 大規模工場等用地取得の場合(新規雇用者が50人以上)

■霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例

〈対象業種〉

霧島市工場等立地促進に関する条例と同じ ※ ただし、郵便業・研究開発施設は除く

〈交付要件〉

- ① 既存の工場等の同一敷地内または隣接する敷地内に新たに工場等を建設すること
- ② 既存の工場等内で機械設備や附属設備を新たに取得すること
- ③ 工場等を設置した日から2年以内に操業していること
- ④ 新規地元雇用者数が補助金申請時に10人以上
- ⑤ 市との立地協定
- ⑥ 設備投資額2億円以上
- ⑦ 工場等立地促進に関する条例との重複はできない

- ① 工場等用地取得費補助(造成費も含む。)
 - ·補助額 土地取得価格×40/100
 - ・限度額

2,000万円(新規雇用者の数 5人以上10人未満) 3,000万円(新規雇用者の数10人以上20人未満) 4,000万円(新規雇用者の数20人以上30人未満) 5,000万円(新規雇用者の数30人以上50人未満)

② 大規模工場等用地取得費補助(造成費も含む。)

6.000万円(新規雇用者の数50人以上)

- ·補助額 土地取得価格×40/100
- ・限度額

3億円(工場等用地取得面積5ha以上10ha未満) 5億円(工場等用地取得面積10ha以上)

- ③ 雇用促進補助
 - 補助額 新規地元雇用者数×30万円

(霧島市在住)

(障がい者であるときは10万円加算)

· 限度額 1,0000万円

- ① 施設設備補助金
 - ·補助額 取得費用×5/100
 - ·限度額 1億円
- ② 雇用促進補助
 - ·補助額 新規地元雇用者数×20万円

(霧島市在住)

(障がい者であるときは10万円加算)

· 限度額 1,000万円